

## 資産管理運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟の資金運用に関する事項を定め、適正かつ有効な資金運用の実施をはかることを目的とする。

### (資金の定義)

第2条 本条において資金とは、金融機関等を通じて運用する資金をいう。

### (資金の運用責任者)

第3条 資金運用の責任者は理事長とし、財務担当理事がこれを補佐する。

### (資金運用の基本方針)

第4条 資金の運用は、日常業務の遂行に必要とする手許資金を除き、元本が確実に回収できるほか、固定資産として適切な運用益が得られ、また利用価値を生じる方法をもって管理するものとする。

ただし、寄付者が寄付をする際にその運用方法を指定した場合はこの限りではない。特定資産の管理・運用は、資産管理運用規程による。

第5条 預貯金等については預入先金融機関、有価証券等については発行体の経営の状況や財務状況に充分注意を払うとともに、運用対象（銘柄、残存年限等）を分散することでリスクを低下させるように努める。

### (運用対象)

第6条 基本財産の運用対象は次のとおりとする。

- (1) 円建預貯金
- (2) 国債
- (3) 地方債
- (4) 政府関係機関債（政府保証債）

第7条 基本財産以外の運用対象は次のとおりとする。

- (1) 円建預貯金
- (2) 国債
- (3) 地方債
- (4) 政府関係機関債（政府保証債、財投機関債）
- (5) 公社債投資信託
- (6) 割引短期国庫債権（TB）
- (7) 政府短期証券（FB）
- (8) 事業債
- (9) 外貨預金

### (有価証券の運用)

第8条 有価証券が、格付機関のうち2社以上からAマイナス格を下回る格付けをされた場合は、財務担当の委員会で協議のうえ直ちに対応を決定する。

(運用先の選定)

第9条 財務担当理事は、資金の運用については予め財務委員会の議を経て理事長の承認を受けなければならない。

(有価証券の保管)

第10条 有価証券は、金融機関への保護預りや公社債の登録制度等を利用し安全に保管する。

(運用報告)

第11条 財務担当理事は、理事会において運用実績等について報告する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 付 則

1. この規程は、2023年3月16日から施行する。